

議案第六二号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する  
条例を別紙のように改正する。

昭和四十二年六月二十七日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾貳年六月露七日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に  
 関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する  
 条例（昭和二十一年三朝町条例第八号）の一部を次のように改正す  
 る。

第一条及び第三条第三項による別表のうち次を削る

別表

消防団員	団長 月額二〇、〇〇〇以内 副団長 一〇、〇〇〇以内 団員 六、〇〇〇以内	三朝町職員給与条例（昭和二十八年条例第十七号）一等級相当額とする。 三朝町職員給与条例（昭和二十八年条例第十七号）二等級相当額とする。 三朝町職員給与条例（昭和二十八年条例第十七号）三等級相当額とする。
------	---	---

附則

この条例は公布の日から施行する